

商務部、「域外投資管理弁法」を公布

対外投資促進のため、大半の投資が届出申請で実行可能に

トランザクションバンキング部

商務部は、2014年9月6日付で「域外投資管理弁法」（商務部令2014年第3号）（以下略称、「本弁法」）を公布しました。本弁法は2014年10月6日から施行され、「域外投資管理弁法」（商務部令2009年第5号）（以下略称、「旧弁法」）は廃止されます。

1、本弁法公布の背景

「2013年度中国対外直接投資統計公報」によると、2013年の中国の対外投資額は1,000億米ドルを突破、中国は米国と日本に次ぐ世界第3位の対外投資国となり、その投資先も184の国・地域に広がっています。対外投資が拡大する中、2013年11月には中国共産党第18期3中全会の「改革の全面的な深化に向けての若干の重大な問題に関する決定」において「企業の対外投資を拡大し、企業の対外投資の主体的地位を確立し、対外審査体制を改革する必要がある」とされ、また2013年10月には国務院が「政府核准（認可）の投資プロジェクト目録（2013年版）」を公布していました。これらを受け、“走出去”と呼ばれる中国の対外投資をさらに促進するため、旧弁法を修正して新たに本弁法が公布されました。

2、旧弁法との比較

旧弁法では、全ての域外投資について核准申請が必要でしたが、本弁法では、敏感国家・地区、敏感産業に関連する域外投資にのみ核准管理を行い、それ以外の域外投資は備案（届出）管理を行うとしています。つまり、多くの域外投資は事前の政府認可なしに投資を行うことができ、企業には、自身で戦略を決定し損益にも責任を負うという、主体的な取り組みが求められています。また、新弁法では投資金額ではなく、「投資の性質」によって備案、核准の手続きが異なることになります。

【図表1：旧弁法と新弁法の比較】

	旧弁法	新弁法（2014年10月6日以降）
備案・核准申請	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 全ての対外投資に核准（認可）申請が必要 ✓ 特に以下に該当する核准申請はそれぞれ対応が必要。その他は省級主管部門へ核准申請 <p>＜商務部に核准申請が必要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中国と国交を樹立していない国への投資 ②特定国家或いは地域への投資 ③中国側投資額1億米ドル以上の投資 ④他国（地区）の利益に関連する投資 ⑤域外特定目的会社の設立の投資 <p>＜省級商務主管部門に核准申請が必要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ①中国側投資額1,000万米ドル以上、1億米ドル以下の投資 ②エネルギー、鉱物類への投資 ③国内で企業誘致が必要な投資 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本的には備案（届出）で域外投資が可能 <p>＜商務部に核准（認可）申請が必要＞</p> <p>敏感国家・地区、敏感産業に関連する投資</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 敏感国家・地区とは、中華人民共和国と国交を樹立していない国家、国連の制裁を受けている国家を指す。具体的には、商務部が『対外投資合作国（地区）別指南』、国別産業手引き等の文書を公布する ➤ 敏感産業とは、中国が輸出を制限する生産品と技術の輸出に関わる産業、1カ国（地区）以上の利益に影響を与える産業を指す <p>＜省級商務主管部門に備案申請が必要＞</p> <p>上記以外の投資</p>

3、その他内容

(1) 備案・核准手続き

備案・核准手続きはそれぞれ図表2の順に行われ、備案管理される投資は申請提出後3営業日で「企業域外投資証書」を取得することができます。中央企業¹と地方企業によって申請先が異なりますが、ここでは一般的な地方企業のみの手続きを掲載しています。

【図表2：備案・核准手続き】

備案手続き	核准手続き
管理システムに入力、プリントアウトして印章を押印した域外投資備案表と、企業の営業許可証コピーを省級商務主管部門に提出して備案申請 ↓ 備案表に問題がなければ、省級商務主管部門は備案表の受領後3営業日以内に備案を行い「企業域外投資証書」を発行	所在地省級商務主管部門へ核准申請 ↓ 省級商務主管部門は域外の中国在外大使（領事館（商務処・商務室経由）の意見を徴求 ↓ 省級商務主管部門は、申請受理後初歩的審査を行い、15営業日以内（在外大使（領事館（商務処・商務室経由）への意見徴求の時間を含む）に初歩的審査意見と全申請資料を商務部に送付 ↓ 商務部は初歩的審査意見を受領後、15営業日以内に核准を与えるか否かを決定 ↓ 商務部は書面の核准決定を発行して「企業域外投資証書」を発行

(2) その他

そもそも国外投資が禁止される状況としては、以下が挙げられています。

(一) 中華人民共和国の国家主権、安全と社会公共利益に危害を加え、或いは中華人民共和国の法律法規に違反する； (二) 中華人民共和国と関連国家（地区）の関係に損害を与える； (三) 中華人民共和国が締結或いは参加している国際条約、協定に違反する； (四) 中華人民共和国が輸出を禁止している生産品と技術を輸出する。
--

また、備案或いは核准内容に変更が生じた場合に手続きが必要なことや、「企業域外投資証書」取得日から2年以内に域外投資を行わない場合「企業域外投資証書」は自動的に失効すること、企業の投資した域外企業がさらに域外再投資を行う場合は域外の法律手続完了後、企業が商務主管部門へ報告しなければならない、といったことが記載されています。

以上

¹中央企業とは國務院国有資産監督管理委員会が出資人の職責を履行する企業及びその所属企業、中央管理のその他単位を指します。

以下は、中国語原文と日本語対訳です。弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。

中国語原文	日本語対訳
<p style="text-align: center;">商务部令 2014 年第 3 号 《境外投资管理办法》</p> <p>《境外投资管理办法》已经 2014 年 8 月 19 日商务部第 27 次部务会议审议通过，现予发布，自 2014 年 10 月 6 日起施行。</p> <p style="text-align: right;">部长 高虎城 2014 年 9 月 6 日</p> <p style="text-align: center;">境外投资管理办法</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为了促进和规范境外投资，提高境外投资便利化水平，根据《国务院关于投资体制改革的决定》、《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》及相关法律法规规定，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称境外投资，是指在中华人民共和国境内依法设立的企业（以下简称企业）通过新设、并购及其他方式在境外拥有非金融企业或取得既有非金融企业所有权、控制权、经营管理权及其他权益的行为。</p> <p>第三条 企业开展境外投资，依法自主决策、自负盈亏。</p> <p>第四条 企业境外投资不得有以下情形： （一）危害中华人民共和国国家主权、安全和社会公共利益，或违反中华人民共和国法律法规； （二）损害中华人民共和国与有关国家（地区）关系； （三）违反中华人民共和国缔结或者参加的国际条约、协定； （四）出口中华人民共和国禁止出口的产品和技术。</p>	<p style="text-align: center;">商務部令 2014 年第 3 号 『域外投資管理弁法』</p> <p>『域外投資管理弁法』は 2014 年 8 月 19 日に商務部第 27 次部務會議審議を通過し、ここに公布し、2014 年 10 月 6 日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">部長 高虎城 2014 年 9 月 6 日</p> <p style="text-align: center;">域外投資管理弁法</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 域外投資を促進して規範化し、域外投資の利便性レベルを向上させるために、『國務院の投資体制改革に関する決定』、『國務院の確実に留保の必要な行政審査批准プロジェクトに対する行政許可設定の決定』及び関連する法律規定に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう域外投資とは、中華人民共和国域内で法に従って設立した企業（以下略称、企業）が新設、吸収合併及びその他方式を通じて域外で非金融企業を有する或いは既存の非金融企業の所有権、コントロール権、経営管理権及びその他權益を取得する行為を指す。</p> <p>第三条 企業が域外投資を行う時は、法に従って自主的に戦略を決定し、自ら損益を負う。</p> <p>第四条 企業の域外投資は以下の状況を有してはならない： （一）中華人民共和国の国家主権、安全と社会公共利益に危害を加え、あるいは中華人民共和国の法律法規に違反する； （二）中華人民共和国と関連国家（地区）の關係に損害を与える； （三）中華人民共和国が締結或いは参加している国際条約、協定に違反する； （四）中華人民共和国が輸出を禁止している生産品と技術を輸出する。</p>

第五条 商务部和各省、自治区、直辖市、计划单列市及新疆生产建设兵团商务主管部门（以下称省级商务主管部门）负责对境外投资实施管理和监督。

第二章 备案和核准

第六条 商务部和省级商务主管部门按照企业境外投资的不同情形，分别实行备案和核准管理。

企业境外投资涉及敏感国家和地区、敏感行业的，实行核准管理。

企业其他情形的境外投资，实行备案管理。

第七条 实行核准管理的国家是指与中华人民共和国未建交的国家、受联合国制裁的国家。必要时，商务部可另行公布其他实行核准管理的国家和地区的名称。

实行核准管理的行业是指涉及出口中华人民共和国限制出口的产品和技术的行业、影响一国（地区）以上利益的行业。

第八条 商务部和省级商务主管部门应当依法办理备案和核准，提高办事效率，提供优质服务。

商务部和省级商务主管部门通过“境外投资管理系统”（以下简称“管理系统”）对企业境外投资进行管理，并向获得备案或核准的企业颁发《企业境外投资证书》（以下简称《证书》，样式见附件1）。《证书》由商务部和省级商务主管部门分别印制并盖章，实行统一编码管理。

《证书》是企业境外投资获得备案或核准的凭证，按照境外投资最终目的地颁发。

第九条 对属于备案情形的境外投资，中央企业报商务部备案；地方企业报所在地省级商务主管部门备案。

中央企业和地方企业通过“管理系统”按要求填写并打印《境外投资备案表》（以下简称《备

第五条 商務部と各省、自治区、直辖市、計画単列市及び新疆生産建設兵団の商務主管部門（以下、省級商務主管部門）が域外投資に対して管理と監督を行うことに責任を負う。

第二章 備案（届出）と核准（認可）

第六条 商務部と省級商務主管部門は企業の域外投資の異なる状況に基づいて、それぞれ備案と核准管理を行う。

企業の域外投資が敏感国家・地区、敏感産業に関連する場合、核准管理を行う。

企業のその他状況の域外投資は、備案管理を行う。

第七条 核准管理を行う国家とは、中華人民共和国と国交を樹立していない国家、国連の制裁を受けている国家を指す。必要に応じ、商務部は核准管理を行うその他の国家・地区のリストを別途公布することができる。

核准管理を行う産業とは、中華人民共和国が輸出を制限する生産品と技術の輸出に関わる産業、1カ国（地区）以上の利益に影響を与える産業を指す。

第八条 商務部と省級商務主管部門は法に従って備案と核准を取り扱い、手続きの効率を高め、高品質のサービスを提供しなければならない。

商務部と省級商務主管部門は“域外投資管理システム”（以下略称、“管理システム”）を通じて企業の域外投資に対して管理を行い、あわせて備案或いは核准を取得した企業へ『企業域外投資証書』（以下略称『証書』、付属資料1）を発行する。『証書』は商務部と省級商務主管部門がそれぞれプリントアウトして押印し、統一コード管理を行う。

『証書』は企業の域外投資が備案或いは核准を取得したエビデンスであり、域外投資の最終目的地に合わせて発行する。

第九条 備案管理に属する域外投資に対し、中央企業は商務部に報告して備案する；地方企業は所在地省級商務主管部門に報告して備案する。

中央企業と地方企業は“管理システム”を通じて要求に基づき『域外投資備案表』（以下略称『備案表』、付属資

案表》，样式见附件 2），加盖印章后，连同企业营业执照复印件分别报商务部或省级商务主管部门备案。

《备案表》填写如实、完整、符合法定形式，且企业在《备案表》中声明其境外投资无本办法第四条所列情形的，商务部或省级商务主管部门应当自收到《备案表》之日起 3 个工作日内予以备案并颁发《证书》。企业不如实、完整填报《备案表》的，商务部或省级商务主管部门不予备案。

第十条 对属于核准情形的境外投资，中央企业向商务部提出申请，地方企业通过所在地省级商务主管部门向商务部提出申请。

企业申请境外投资核准需提交以下材料：

（一）申请书，主要包括投资主体情况、境外企业名称、股权结构、投资金额、经营范围、经营期限、投资资金来源、投资具体内容等；

（二）《境外投资申请表》（样式见附件 3），企业应当通过“管理系统”按要求填写打印，并加盖印章；

（三）境外投资相关合同或协议；

（四）有关部门对境外投资所涉的属于中华人民共和国限制出口的产品或技术准予出口的材料；

（五）企业营业执照复印件。

第十一条 核准境外投资应当征求我驻外使（领）馆（经商处室）意见。涉及中央企业的，由商务部征求意见；涉及地方企业的，由省级商务主管部门征求意见。征求意见时，商务部和省级商务主管部门应当提供投资事项基本情况等相关信息。驻外使（领）馆（经商处室）应当自接到征求意见要求之日起 7 个工作日内回复。

第十二条 商务部应当在受理中央企业核准

料 2）に入力してプリントアウトし、印章を押印後、企業の営業許可証のコピーと合わせてそれぞれ商务部或いは省級商務主管部門に報告して備案する。

『備案表』は事実通りに、完全に、法定形式に合致するよう入力し、かつ企業が『備案表』の中でその域外投資が本法第四条に記載された状況にないことを声明した場合、商务部或いは省級商務主管部門は『備案表』を受け取った日から 3 営業日以内に備案を行い『証書』を発行しなければならない。企業が事実通りに、完全に『備案表』に記入しなかった場合、商务部或いは省級商務主管部門は備案を処理しない。

第十条 核准管理に属する域外投資に対して、中央企業は商务部へ申請を提出し、地方企業は所在地省級商務主管部門を通じて商务部へ申請を提出する。

企業の域外投資核准申請に提出が必要な資料は以下の通り：

（一）申請書、主に投資主体の状況、域外企業名称、持分構成、投資金額、経営範囲、経営期限、投資資金の出所、投資の具体的な内容等を含む；

（二）『域外投資申請表』（附属資料 3）、企業は“管理システム”を通じて要求に基づき入力してプリントアウトし、あわせて印章を押印しなければならない；

（三）域外投資に関連する契約或いは協議書；

（四）域外投資に係る中華人民共和国の輸出制限に属する生産品或いは技術に対して輸出を許可する関連部門の資料；

（五）企業営業許可書コピー。

第十一条 域外投資の核准は我が国の在外大使（領事）館（商務処・商務室経由）の意見を徴求しなければならない。中央企業が関連する場合、商务部が意見を徴求する；地方企業が関連する場合、省級商務主管部門が意見を徴求する。意見徴求時、商务部と省級商務主管部門は投資事項基本状況等の関連情報を提供しなければならない。在外大使（領事）館（商務処・商務室経由）は徴求意見の要求を受け取った日から 7 営業日以内に回答しなければならない。

第十二条 商务部は中央企業の核准申請を受理した後

申請后 20 个工作日内(包含征求驻外使(領)館(经商处室)意見的时间)作出是否予以核准的決定。申請材料不齐全或者不符合法定形式的, 商務部应当在 3 个工作日内一次告知申請企業需要補正的全部内容。逾期不告知的, 自收到申請材料之日起即为受理。中央企業按照商務部的要求提交全部補正申請材料的, 商務部应当受理該申請。

省級商務主管部門应当在受理地方企業核准申請后對申請是否涉及本辦法第四條所列情形進行初步審查, 并在 15 个工作日内(包含征求驻外使(領)館(经商处室)意見的时间)將初步審查意見和全部申請材料报送商務部。申請材料不齐全或者不符合法定形式的, 省級商務主管部門应当在 3 个工作日内一次告知申請企業需要補正的全部内容。逾期不告知的, 自收到申請材料之日起即为受理。地方企業按照省級商務主管部門的要求提交全部補正申請材料的, 省級商務主管部門应当受理該申請。商務部收到省級商務主管部門的初步審查意見后, 应当在 15 个工作日内做出是否予以核准的決定。

第十三条 对予以核准的境外投资, 商务部出具书面核准决定并颁发《证书》; 因存在在本办法第四条所列情形而不予核准的, 应当书面通知申請企業并說明理由, 告知其享有依法申請行政復議或者提起行政訴訟的權利。企業提供虛假材料申請核准的, 商務部不予核准。

第十四条 两个以上企業共同開展境外投資的, 应当由相對大股東在征求其他投資方書面同意后辦理備案或申請核准。如果各方持股比例相等, 应当協商后由一方辦理備案或申請核准。如投資方不屬同一行政區域, 負

20 營業日以内(在外大使(領事)館(商務處・商務室經由)への意見徵求の時間を含む)に核准を与えるか否かを決定しなければならない。申請資料が完全でない或いは法定形式に一致していない場合、商務部は 3 營業日以内に申請企業に補正が必要な全ての内容を一括で告知しなければならない。期限を超えて告知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとする。中央企業が商務部の要求に基づいて全申請資料を補正して提出した場合、商務部は当該申請を受理しなければならない。

省級商務主管部門は、地方企業の核准申請受理後に、申請が本辦法第四條に記載された状況に関連するか否かの初步的審査を行い、あわせて 15 營業日以内(在外大使(領事)館(商務處・商務室經由)への意見徵求の時間を含む)に初步的審査意見と全申請資料を商務部に送付しなければならない。申請資料が完全でない或いは法定形式に一致していない場合、省級商務主管部門は 3 營業日以内に申請企業に補正が必要な全内容を一括で告知しなければならない。期限を超えて告知しなかった場合、申請資料を受け取った日から受理したものとする。地方企業が省級商務主管部門の要求に基づいて全申請資料を補正して提出した場合、省級商務主管部門は当該申請を受理しなければならない。商務部は省級商務主管部門の初步的審査意見を受け取った後、15 營業日以内に核准を与えるか否かを決定しなければならない。

第十三条 核准を与えた域外投資に対して、商務部は書面の核准決定を發行して『証書』を發行する; 本辦法第四條に記載された状況により核准を与えなかった場合、申請企業に書面で通知して理由を説明し、法に従って行政再審議を申請する或いは行政訴訟を提起する権利を有することを告知しなければならない。企業が虚偽の資料を提供して核准申請を行った場合、商務部は核准を与えない。

第十四条 2社以上の企業が共同で域外投資を展開する場合、相對的な大株主がその他投資家の書面同意を徵求した後で備案或いは核准申請しなければならない。各當事者の持株比率が同等の場合、協議後に一方が備案或いは核准申請を行わなければならない。投資家が同一行政

責办理备案或核准的商务部或省级商务主管部门应当将备案或核准结果告知其他投资方所在地商务主管部门。

第十五条 企业境外投资经备案或核准后，原《证书》载明的境外投资事项发生变更的，企业应当按照本章程向原备案或核准的商务部或省级商务主管部门办理变更手续。

第十六条 自领取《证书》之日起2年内，企业未在境外开展投资的，《证书》自动失效。如需再开展境外投资，应当按照本章程重新办理备案或申请核准。

第十七条 企业终止已备案或核准的境外投资，应当在依投资目的地法律办理注销等手续后，向原备案或核准的商务部或省级商务主管部门报告。原备案或核准的商务部或省级商务主管部门根据报告出具注销确认函。终止是指原经备案或核准的境外企业不再存续或企业不再拥有原经备案或核准的境外企业的股权等任何权益。

第十八条 《证书》不得伪造、涂改、出租、出借或以任何其他形式转让。已变更、失效或注销的《证书》应当交回原备案或核准的商务部或省级商务主管部门。

第三章 规范和服务

第十九条 企业应当客观评估自身条件、能力，深入研究投资目的地投资环境，积极稳妥开展境外投资，注意防范风险。境内外法律法规和规章对资格资质有要求的，企业应当取得相关证明文件。

区域に属さない場合、備案或いは核准に責任を負う商務部或いは省級商務主管部門は備案或いは核准の結果をその他投資家の所在地商務主管部門に告知しなければならない。

第十五条 企業の域外投資が備案或いは核准された後、元の『証書』に明記された域外投資事項に変更が発生した場合、企業は本章の手順に基づき元の備案或いは核准を与えた商務部或いは省級商務主管部門で変更手続を行わなければならない。

第十六条 『証書』取得日から2年以内に、企業が域外投資を行わない場合、『証書』は自動的に失効する。域外投資を再展開する必要がある場合、本章の手順に照らして再度備案或いは核准申請をしなければならない。

第十七条 企業が既に備案或いは核准を受けた域外投資の終了は、投資目的地の法律に従って抹消等の手続を行った後、元の備案或いは核准を与えた商務部或いは省級商務主管部門へ報告しなければならない。元の備案或いは核准を行った商務部或いは省級商務主管部門は報告に基づき抹消確認書簡を発行する。終了とは、元の備案或いは核准を得た域外企業が存続しない、或いは企業が元の備案或いは核准を得た域外企業の持分等のいかなる権益も有しないことを指す。

第十八条 『証書』は偽造、書き直し、リース、貸し出し或いはいかなるその他形式でも譲渡を行ってはならない。既に変更、失効或いは抹消された『証書』は元の備案或いは核准を与えた商務部或いは省級商務主管部門へ返却しなければならない。

第三章 規範とサービス

第十九条 企業は自社の条件、能力を客観的に評価し、投資目的地の投資環境を深く研究し、積極的に妥当な域外投資を展開し、リスク防止に注意しなければならない。域内外の法律法規と規則が資格資質に対して要求がある場合、企業は関連証明文書を取得しなければならない。

第二十条 企业应当要求其投资的境外企业遵守投资目的地法律法规、尊重当地风俗习惯，履行社会责任，做好环境、劳工保护、企业文化建设等工作，促进与当地的融合。

第二十一条 企业对其投资的境外企业的冠名应当符合境内外法律法规和政策规定。未按国家有关规定获得批准的企业，其境外企业名称不得使用“中国”、“中华”等字样。

第二十二条 企业应当落实人员和财产安全防范措施，建立突发事件预警机制和应急预案。在境外发生突发事件时，企业应当在驻外使（领）馆和国内有关主管部门的指导下，及时、妥善处理。

企业应当做好外派人员的选审、行前安全、纪律教育和应急培训工作，加强对外派人员的管理，依法办理当地合法居留和工作许可。

第二十三条 企业应当要求其投资的境外企业中方负责人当面或以信函、传真、电子邮件等方式及时向驻外使（领）馆（经商处室）报到登记。

第二十四条 企业应当向原备案或核准的商务部或省级商务主管部门报告境外投资业务情况、统计资料，以及与境外投资相关的困难、问题，并确保报送情况和数据真实准确。

第二十五条 企业投资的境外企业开展境外再投资，在完成境外法律手续后，企业应当向商务主管部门报告。涉及中央企业的，中央企业通过“管理系统”填报相关信息，打印《境外中资企业再投资报告表》（以下简称《再投资报告表》，样式见附件4）并加盖印

第二十条 企業はその投資する域外企業が投資目的地の法律法規を遵守し、当地の風俗習慣を尊重し、社会的責任を履行し、環境、労働者保護、企業文化建設等の業務を適切に行い、当地との融合を促進するよう要求しなければならない。

第二十一条 企業が投資する域外企業に対する命名は域内外の法律法規と政策規定に合致しなければならない。国家関連規定に基づき批准を取得していない企業は、その域外企業名称に“中国”、“中華”等の文字を使用してはならない。

第二十二条 企業は人員と財産の安全防護措置を具体化し、突発事件のアラームメカニズムと応急事前対策を構築しなければならない。域外で突発事件が発生した時、企業は在外大使（領事）館と国内関連主管部門の指導の下、遅滞無く、適切に処理しなければならない。

企業は外国派遣人員の選択審査、派遣前の安全、規律教育と応急研修業務を適切に行い、外国派遣人員に対する管理を強化し、法に従った当地の合法的居留と業務許可手続きを行わなければならない。

第二十三条 企業はその投資した域外企業の中国側責任者に面前で或いは書簡、ファックス、電子メール等の方式を以って遅滞無く在外大使（領事）館（商務処・商務室経由）で到着を報告して登記することを要求しなければならない。

第二十四条 企業は元の備案或いは核准を与えた商务部或いは省級商務主管部門へ域外投資業務状況、統計資料、及び域外投資に関連する困難や問題を報告し、あわせて報告状況とデータの真実正確性を確保しなければならない。

第二十五条 企業の投資した域外企業が域外再投資を行う場合、域外の法律手続完了後、企業は商務主管部門へ報告しなければならない。中央企業が関連する場合、中央企業は“管理システム”を通じて関連情報を入力し、『域外中資企業再投資報告表』（以下略称『再投資報告表』、附属資料4）をプリントアウトして印章を押し

章后报商务部；涉及地方企业的，地方企业通过“管理系统”填报相关信息，打印《再投资报告表》并加盖公章后报省级商务主管部门。

第二十六条 商务部负责对省级商务主管部门的境外投资管理情况进行检查和指导。省级商务主管部门应当每半年向商务部报告本行政区域内境外投资的情况。

第二十七条 商务部会同有关部门为企业境外投资提供权益保障、投资促进、风险预警等服务。

商务部发布《对外投资合作国别（地区）指南》、国别产业指引等文件，帮助企业了解投资目的地投资环境；加强对企业境外投资的指导和规范，会同有关部门发布环境保护等指引，督促企业在境外合法合规经营；建立对外投资与合作信息服务系统，为企业开展境外投资提供数据统计、投资机会、投资障碍、风险预警等信息。

第四章 法律责任

第二十八条 企业以提供虚假材料等不正当手段办理备案并取得《证书》的，商务部或省级商务主管部门撤销该企业境外投资备案，给予警告，并依法公布处罚决定。

第二十九条 企业提供虚假材料申请核准的，商务部给予警告，并依法公布处罚决定。该企业在一年内不得再次申请该项核准。企业以欺骗、贿赂等不正当手段获得境外投资核准的，商务部撤销该企业境外投资核准，给予警告，并依法公布处罚决定。该企业在三年内不得再次申请该项核准；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

た後に商務部へ報告する；地方企業に関連する場合、地方企業は“管理システム”を通じて関連情報を入力し、『再投資報告表』をプリントアウトして印章を押した後に省級商務主管部門へ報告する。

第二十六条 商務部は省級商務主管部門の域外投資管理状況に対して検査と指導を行うことに責任を負う。省級商務主管部門は半年毎に商務部へ本行政区域内の域外投資の状況を報告しなければならない。

第二十七条 商務部は関連部門と共に企業の域外投資のために権益保障、投資促進、リスクアラーム等の行政サービスを提供する。

商務部は『对外投资協力国（地区）別指南』、国別産業手引き等の文書を公布し、企業が投資目的地の投資環境を理解することを手助けする；企業の域外投資に対する指導と規範を強化し、関連部門と共に環境保護等の手引きを公布し、企業が域外で合法でコンプライアンスを遵守する経営を促す；对外投资・協力の情報サービスシステムを構築し、企業が域外投資を展開するためにデータ統計、投資機会、投資障害、リスクアラーム等の情報を提供する。

第四章 法律责任

第二十八条 企業が虚偽資料の提供等の不正な手段によって備案を行い『証書』を取得した場合、商务部或いは省級商務主管部門は当該企業の域外投資備案を取り消し、警告を行い、あわせて法に従って処罰の決定を公布する。

第二十九条 企業が虚偽資料を提供して核准申請を行った場合、商务部は警告を行い、あわせて法に従って処罰の決定を公布する。当該企業は1年以内に再度当該項目の核准を申請してはならない。企業が詐欺、賄賂等の不正な手段で域外投資核准を取得した場合、商务部は当該企業の域外投資核准を取り消し、警告を与え、あわせて法に従って処罰の決定を公布する。当該企業は3年以内に再度当該項目の核准を申請してはならない；犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する。

第三十条 企业开展境外投资过程中出现本办法第四条所列情形的，应当承担相应的法律责任。

第三十一条 企业伪造、涂改、出租、出借或以任何其他形式转让《证书》的，商务部或省级商务主管部门给予警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第三十二条 境外投资出现第二十八至三十一条规定的情形以及违反本办法其他规定的企业，三年内不得享受国家有关政策支持。

第三十三条 商务部和省级商务主管部门有关工作人员不依照本办法规定履行职责、滥用职权、索取或者收受他人财物或者谋取其他利益，构成犯罪的，依法追究刑事责任；尚不构成犯罪的，依法给予行政处分。

第五章 附则

第三十四条 省级商务主管部门可依照本办法制定相应的工作细则。

第三十五条 本办法所称中央企业系指国务院国有资产监督管理委员会履行出资人职责的企业及其所属企业、中央管理的其他单位。

第三十六条 事业单位法人开展境外投资、企业在境外设立分支机构参照本办法执行。

第三十七条 企业赴香港、澳门、台湾地区投资参照本办法执行。

第三十八条 本办法由商务部负责解释。

第三十九条 本办法自2014年10月6日起施行。商务部2009年发布的《境外投资管理办法》（商务部令2009年第5号）同时废止。

第三十条 企業が域外投資を展開する過程で本弁法第四条に記載された状況が出現した場合、相応の法律責任を負わなければならない。

第三十一条 企業が『証書』を偽造、書き直し、リース、貸し出し或いは何らかのその他形式で譲渡した場合、商务部或いは省級商務主管部門は警告を与える；犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する。

第三十二条 域外投資に第二十八条から三十一条で規定の状況が出現した、及び本弁法その他規定に違反する企業は、3年以内に国家の関連政策サポートを享受してはならない。

第三十三条 商务部と省級商務主管部門の関連職員が本弁法規定に照らして職責を履行せず、職権濫用し、他人の財産を取り立てる或いは受け取る、或いはその他利益を得ようと謀り、犯罪を構成した場合、法に従って刑事責任を追及する；なお犯罪を構成しなかった場合、法に従って行政処分を与える。

第五章 附則

第三十四条 省級商務主管部門は本弁法に照らして相応の業務細則を制定することができる。

第三十五条 本弁法でいう中央企業とは国务院国有资产监督管理委员会が出资人の職責を履行する企業及びその所属企業、中央管理のその他企業を指す。

第三十六条 事業単位法人による域外投資の展開、企業の域外での分支機構設立は本弁法を参照して執行する。

第三十七条 企業が香港、マカオ、台湾地区に赴いて投資する場合は本弁法を参照して執行する。

第三十八条 本弁法は商务部が解釈に責任を負う。

第三十九条 本弁法は2014年10月6日から施行する。商务部が2009年に公布した『域外投資管理弁法』（商务部令2009年第5号）は同時に廃止する。

附件 1、企业境外投资证书（样式） 2、境外投资备案表（样式） 3、境外投资申请表（样式） 4、境外中资企业再投资报告表（样式）	附属資料（省略） 1、企業域外投資証書（様式） 2、域外投資備案表（様式） 3、域外投資申請表（様式） 4、域外中資企業再投資報告表（様式）
--	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大厦22階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.2007